

令和5年度 狂犬病予防集合注射を実施します

令和5年度の狂犬病予防集合注射を次の日程で実施します。現在、本町に登録されている飼い主の方は、事前に送付する案内通知と手数料をお持ちのうえ、お近くの会場で注射を受けてください。なお、新しく飼い犬を登録し、注射を受ける場合も同様です。

手数料

■登録済の犬

3,300円（注射料＋注射済票交付手数料）

■新規登録の犬

6,300円（登録料＋注射料＋注射済票交付手数料）

※令和5年3月2日から注射料が改定されています。

集合注射日程表

実施日	時間	会場
4/19 (水)	9:20～ 9:40	下私都改善センター
	10:00～10:10	中私都改善センター
	10:30～10:40	福地公民館
	10:50～11:00	上私都地区福祉施設
4/20 (木)	9:20～ 9:40	郡家保健センター
	10:00～10:20	八頭町役場本庁舎
	10:30～10:40	国中改善センター
	10:50～11:00	J R河原駅前
4/25 (火)	9:30～ 9:50	八頭町役場船岡庁舎
	10:20～10:30	大江地区公民館
	11:00～11:10	若桜鉄道隼駅前
	11:30～11:40	西谷生活改善センター
4/27 (木)	9:10～ 9:20	大御門体育センター
	9:30～ 9:40	安部地区福祉施設
	9:50～10:10	八東地区公民館
	10:20～10:40	八東保健センター
	10:50～11:10	八頭町役場八東庁舎
	11:20～11:30	日田構造改善センター

※天候等の影響により中止する場合は、防災行政無線や八頭町ホームページ等でお知らせします。

※生後91日以上の子犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

動物病院で予防注射を受ける場合

県内東部の指定動物病院で予防注射を受ける場合は、併せて犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付ができます。

※動物病院で鑑札や注射済票の交付を受けた場合、役場での手続きは必要ありません。

飼い犬が死亡した場合など

飼い犬が死亡した場合、飼い主の住所・氏名等が変更した場合などは、役場に届け出をお願いします。

注意事項

- 犬が興奮し暴れる場合があります。首輪や口輪をつけ、犬を押さえることのできる飼い主が連れてきてください。
- 会場で犬による事故が起こった場合は、当事者同士の責任で処理してください。
- ふん等の始末は、飼い主が行ってください。
- 妊娠中や授乳中、発情中、その他の病気や体調不良、高齢、1カ月以内に他のワクチン注射をした場合は、会場での注射ができません。その場合は、かかりつけの動物病院にご相談ください。
- 低い確率で注射により、最悪、死に至る痛みやショック症状が生じる場合があります。集合注射では応急処置しかできないため、即時対応ができる環境を希望する場合は、動物病院で注射を受けてください。



問い合わせ 町民課 ☎76-0205

マイナポイントの申込期限は5月末までです!

※3月20日時点の情報で掲載しています。

マイナポイント第2弾の対象者は、2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方(取得済みの方を含む)です。申込期限前になると、窓口が混み合い、申込サイトもつながりにくくなることが予想されます。申し込みを希望される方は、お早めにお手続きください。

対象者	マイナポイント付与額
①マイナンバーカード新規取得申請者または取得済で申込をしていない方	最大5,000円相当
②健康保険証の利用申込を行った方	7,500円相当
③公金受取口座の登録を行った方	7,500円相当

※①は、チャージまたはお買い物がが必要です。

必要なもの

マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号、通帳、キャッシュレス決済のカード など

問い合わせマイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
町民課 ☎76-0211**公的個人認証システムの
更改作業による運用停止について**

公的個人認証システムの更改作業に伴い、次の期間中、個人番号カードに関する一部の窓口業務が実施できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

作業期間 4月29日(土)～5月7日(日)**■実施できない業務**

- 個人番号カードの券面事項更新(氏名や住所に変更があった方)
- 個人番号カードの暗証番号初期化(暗証番号がわからない方)

※暗証番号がわかる方の暗証番号変更は実施できます。

- 個人番号カードのロック解除(暗証番号を規定回数以上間違えた方)
- 電子証明書の発行・失効および更新

■制約を受ける業務

次の業務は電子証明書の失効、発行ができないため、再度、来庁が必要となります。

- 個人番号カードの交付、継続利用
- 個人番号カードの有効期間変更・特例期間延長
- 個人番号カードの一時停止解除

問い合わせ個人番号カードコールセンター
☎0570-783-578
町民課 ☎76-0211**八頭町国保資格取得・喪失届の
オンライン化を開始しました**

3月1日からとっとり電子申請サービスを利用して、八頭町国民健康保険被保険者資格取得・喪失届を提出できるようになりました。窓口に出向く必要がなくなり、休日・夜間もオンライン手続きができます。詳しくは、八頭町ホームページをご確認ください。

注意点

- マイナンバーカードに記録されている電子証明書の有効期限を確認してください。
- 世帯主の方が申請してください。
- 国民健康保険被保険者資格取得または喪失の事由がわかる書類の電子データを添付してください。
- 申請内容によっては、役場窓口で手続きが必要な場合があります。

問い合わせ

町民課 ☎76-0205

国保・傷病手当金の適用期間を延長します

八頭町国民健康保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、療養のために仕事をすることができない場合に支給している「傷病手当金」について、次のとおり適用期間を延長しています。

ただし、給与の全部または一部を受けることができる場合は、傷病手当金の支給額が調整されたり、支給されないことがあります。

適用期間

令和2年1月1日～令和5年5月7日の間に療養のため仕事をすることができない期間(入院が継続する場合等は支給を始めてから最長1年6カ月)

支給対象となる日数

仕事をすることができなかった期間のうち、仕事をすることができなくなった日から起算して4日目以降に就労を予定していた日数

一日あたりの支給額

直近の継続した3月間の
給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2
※給与等の全部または一部が支払われているときは、上記の計算式で算定した傷病手当金の額から、給与等の額を差し引いた差額を支給します。
※支給額には上限があります。

支給額

一日あたりの支給額 × 支給対象日数

問い合わせ

町民課 ☎76-0205